

特定教育・保育施設のみなし確認における利用定員の設定について

1 利用定員について

「利用定員」とは、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」において新たに設定する必要がある施設ごとの定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定める定員のことで、ここで定められる「利用定員」は、新制度における施設型給付費等を計算するための基礎単価を決定する際に使用され、この基礎単価に実際の利用者数をかけて施設型給付費等が支給されます。

2 西脇市内の教育・保育施設の認可定員と利用定員

(1) 認定こども園（私立認定こども園）

施設名	認可定員	利用定員			
		総数	1号認定	2号認定	3号認定
西脇こども園	280	212	15	124	73

(2) 幼稚園（市立幼稚園）

施設名	施設定員	利用定員 1号認定
西脇幼稚園	180	180
重春幼稚園	180	180
日野幼稚園	150	150
比延幼稚園	60	60
双葉幼稚園	30	30
芳田幼稚園	60	60
楠丘幼稚園	90	90
桜丘幼稚園	60	60

(3) 私立保育所

施設名	認可定員	利用定員		
		総数	2号認定	3号認定
比延保育園	60	60	48	12
どれみ保育園	140	140	90	50
日野保育園	150	150	90	60
西脇春日保育園	90	90	78	12
津万保育園	70	70	50	20
芳田保育園	50	50	40	10
黒田庄保育園	120	120	85	35

(4) 利用定員合計

認定区分	利用定員
1号認定	825
2号認定	605
3号認定	272